

## 第 4 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和 8 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、子ども・子育て支援納付金に係る費用を編成するため、令和 8 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（別紙）  
令和8年3月31日

ふじみ野市長 高 畑 博

(別紙)

令和8年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和8年度ふじみ野市の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,641,534千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,083,233	8,442	2,091,675
	1 国民健康保険税	2,083,233	8,442	2,091,675
4 繰入金		819,530	1,266	820,796
	1 他会計繰入金	702,688	1,266	703,954
歳入	合計	9,631,826	9,708	9,641,534

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,670,985	9,708	2,680,693
	4 子ども・子育て支援納付金分	0	9,708	9,708
歳 出	合 計	9,631,826	9,708	9,641,534

## 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	2,083,233	8,442	2,091,675	7 子ども・子育て支援納付金分現年課税分	8,442	子ども・子育て支援納付金分現年課税分 8,442
計	2,083,233	8,442	2,091,675			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	702,688	1,266	703,954	1 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	730	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 730
				2 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	536	保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 536
計	702,688	1,266	703,954			

2 歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 4 子ども・子育て支援納付金分

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	事業概要 [ ]内は事業額の財源内訳	
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地方債	その他					
1 子ども・ 子育て支援 納付金分	0	9,708	9,708				9,708	18 負担金、補助 及び交付金	9,708	負担金 9,708	<b>(保険・年金課)</b> 子ども・子育て支援納付金事務 9,708 [一般財源 9,708]
計	0	9,708	9,708				9,708				